

ぴっぴのこくほ



令和8年1月発行【No. 123】

～今回のテーマ：第三者行為について～

今回は、「**第三者行為**」について掲載します。交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為による治療に国保を使う場合は、保険者への届出が義務付けられています。



○第三者行為による治療を受けた場合は届出が必要です

国保を使って治療を受けると、窓口でお支払いいただく分以外の医療費は国保に請求がきます。第三者行為による傷病の治療費は、被害者に過失がない限り加害者が全額負担することとなりますので、国保へ請求があった治療費を加害者へ請求するために届出が必要になります。

なお、第三者行為により治療を受けた可能性がある場合は、傷病の経緯について照会をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

○届出に必要なもの

第三者行為による被害届	事故状況は交通事故証明書を参考に記入
交通事故証明書	原本を1通提出
事故発生状況報告書	保険会社へ提出するものの写しでも可
念書兼同意書	被害者が作成。本人が記入できない場合は代理の方の署名・押印が必要
誓約書	加害者が作成
自賠償証明書・任意保険証書の写し	

※提出書類については、保険者または保険会社へお問い合わせください



○示談をする前に

加害者と示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国保が医療機関に支払った医療費を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は被害者へ請求いたしますのでご注意ください。示談をするときは、事前にご連絡をいただくとともに、示談書に国保からの求償分を加害者が別途支払う旨の内容を盛り込んでください。また、示談が成立したときは、速やかに示談書の写しを提出してください。



【 国保医療係からのお知らせ 】

○生活習慣病について知る：

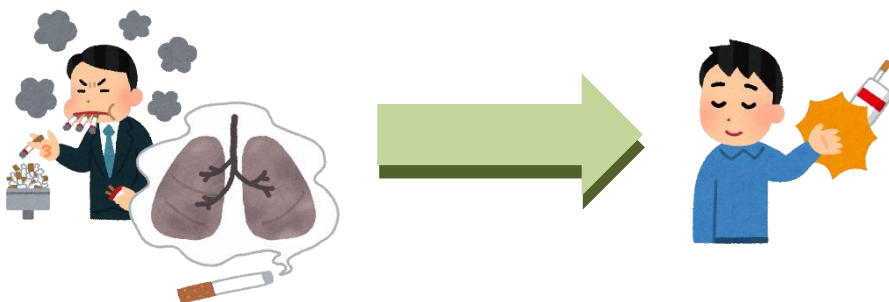
「COPD（慢性閉塞性肺疾患）ってどんな病気？」

慢性閉塞性肺疾患とは、主に長年の喫煙習慣等が原因で発症し、呼吸機能が低下していく肺の病気です。以前は「慢性気管支炎」「肺気腫」と別々に呼ばれていましたが、この2つを総称して「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」と呼ばれています。

COPDは、タバコなどに含まれる有害化学物質を長年吸い込むことで、気管支に慢性的な炎症が生じたり、肺胞（はいほう/肺の中にあり、酸素と二酸化炭素を交換する組織）が少しずつ破壊され呼吸がしにくくなる病気です。

COPDの主原因はタバコであり、患者の約9割が喫煙者であることから「肺の生活習慣病」といわれています。COPDも他の生活習慣病と同様に、初期段階は、自覚症状がほとんどありません。COPDが進行すると肺胞が破壊されてしまいますが、破壊された肺胞を元どおりに治すことはできません。

自覚症状の少ない生活習慣病を予防するためには、「自分の健康状態を知る」ことが大切です。1年に1度は健康診査を受け、安心して健康的な生活を続けましょう。



禁煙も生活習慣病予防になります！！

【お問い合わせ先】

保健福祉課 国保医療係 電話：85－4804（直通）



冬の生活支援事業を実施します

町では、冬期間の経費増加による家庭生活への影響を考え、下記の世帯を対象に助成を行います。なお、助成を受けるには申請が必要となります。

下記に該当する世帯は、裏面の申請書に必要事項を記載のうえ、申請期限までに役場保健福祉課福祉係に提出してください。

対象となる世帯

令和7年12月1日（基準日）現在、比布町の住民基本台帳に登録され、
町民税非課税世帯で

- 65歳以上の者で構成されている世帯
- 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）のいる世帯
- 18歳以下の児童を扶養しているひとり親世帯
- 準要保護受給世帯（教育委員会で準要保護と認定されている世帯）
- 生活保護受給世帯

※基準日において福祉施設等に入所、長期入院されている場合は対象とはなりません。

※住民票上世帯分離をしている方で、対象外の方（65歳未満の者がいる世帯や町民税課税世帯の者）と同居している場合は対象とはなりません。

※非課税世帯とは、令和7年度に世帯全員が町道民税の所得割・均等割がかからない世帯です。

助 成 額

1世帯当たり 10,000円

申 請 に 必 要 な も の

- 裏面申請書（記名押印のうえ、必要事項を記載してください）
- 障がい者のいる世帯は、障害者手帳の写し
- 通帳の写し

申 請 及 び 支 払 方 法

○申請は令和8年1月6日（火）から令和8年2月27日（金）までに行ってください。
申請 ⇒ 申請書を確認後、決定 ⇒ 指定口座に振り込みとなります。

※決定、お振込みについてはお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

申請・お問合わせ先 役場保健福祉課福祉係 ☎85-4804

比布町高齢者等の冬の生活支援事業申請書

比布町長 様

令和 年 月 日

申請者 住所 比布町 線 号
比布町 町 丁目 番 号
電話番号 — —
氏名

比布町高齢者等の冬の生活支援事業の助成を受けたいので申請します。

（現に同居している方全員） 世帯員氏名	氏 名	続柄	生 年 月 日	年齢	備 考
		世帯主	大・昭平・令 年 月 日		
			大・昭平・令 年 月 日		
			大・昭平・令 年 月 日		
			大・昭平・令 年 月 日		
			大・昭平・令 年 月 日		
該当項目	該当する項目に○を付けてください				
		6 5 歳以上の者で構成されている世帯			
		障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）のいる世帯			
		1 8 歳以下の児童を扶養しているひとり親世帯			
		準要保護受給世帯			
		生活保護受給世帯			
支払金融機関 （世帯主口座）	金融機関名		支店（所）名		
	口座番号	普通・当座			
	口座名義（ｶﾅﾅ）				

同意欄
私はこの申請に関して、比布町が住民情報、課税状況等について担当係へ調査、照会、閲覧することに同意します。
令和 年 月 日 氏名 印

旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、心より謝罪します。

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、こどもができなくなる手術や、こどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしゃいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしゃいませんか？ぜひご相談ください。

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年まであった法律です。

この法律により、病気や障害などのある人たちを『不良』とし、国の政策として、こどものできなくなる手術やこどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

その被害は、こどもができない手術をされた被害者が、約2万5000人、こどもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

補償法について

*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- こどもができなくなる手術をされた人 1500万円
*ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます

- その結婚相手 500万円
事実上の結婚もみとめられます

.....
優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術をされた人 320万円
*ご本人だけが受け取れます *補償金もあわせて受け取れます

.....
人工妊娠中絶一時金

- こどもを生み育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
*ご本人だけが受け取れます *優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

-
- 各都道府県に相談窓口があります(裏面を見てください)
 - 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
 - 国(こども家庭庁)にも、ぜひご相談ください
連絡先: 電話 03-3595-2575
FAX 03-3595-2753
メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年6月1日現在

No	都道府県	窓口	電話 ・ FAX ・ メールアドレス ・ ホームページ		
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711	FAX 011-232-4240	hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用)	FAX 017-734-8091	kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015 (専用)	FAX 019-629-5464	AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用)	FAX 022-211-2591	kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用)	FAX 018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用)	FAX 023-625-4294	yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用)	FAX 024-521-7747	boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用)	FAX 029-301-3264	shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-226-2100	jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用)	FAX 048-830-4804	a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501 (専用)	FAX 043-224-4085	https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用)	FAX 03-5388-1401	S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-285-0716	FAX 045-210-8860	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933 (専用)のほか県保健所	FAX 025-285-8757	ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用)	FAX 076-444-3493	akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用)	FAX 076-225-1423	yuuseihogo@pref.shikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部 こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 0776-20-0640	kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用)	FAX 055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用)	FAX 026-235-7170	yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用)	FAX 058-278-3518	yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用)	FAX 054-221-3521	kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用)	FAX 052-954-7493	kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用)	FAX 059-224-2270	sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567	FAX 077-528-4868	boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用)	FAX 075-414-4792	kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用)	FAX 06-6910-6610	ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用)	FAX 078-362-3913	kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用)	FAX 0742-27-8643	boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657	FAX 073-428-2325	e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所	FAX 0857-26-8116	yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974 (専用)0852-22-6625 (専用)	FAX 0852-22-6328	yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用)	FAX 086-225-7283	yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用)	FAX 082-502-3674	fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用)	FAX 083-933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所	FAX 088-621-2843	kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用)	FAX 087-806-0207	kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所	FAX 089-912-2399	healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用)	FAX 088-823-9658	yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用)	FAX 092-643-3260	kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856 (専用)	FAX 0952-25-7300	kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用)	FAX 095-825-6470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用)	FAX 096-383-1427	yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)	FAX 097-506-1735	sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用)	FAX 0985-26-7336	kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用)	FAX 099-286-5561	yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457	FAX 098-866-2433	aa031305@pref.okinawa.lg.jp

こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

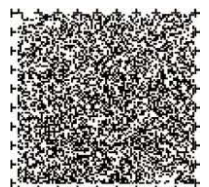
旧優生保護法補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧になれます。)



こども家庭庁

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイト
や各都道府県のホームページなどを ご確認下さい。

このマークは、視覚に頼れない方
などが使う音声コード(Uni-
Voiceコード)です。



雪による事故の防止

積れた雪かき 危険がいっぱい

- 早めの冰雪下ろしを
軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。
- 雪下ろし作業は複数で行い安全確保
屋根の雪下ろし作業するときは、補助者をおくなど複数で行うとともに、転落防止に備え、自身の安全を確保しましょう。
- 除雪機に注意
除雪機に衣服を巻き込まれたり下敷きになる事故も発生しています。
除雪作業時は、適した服装を着用し、エンジンに掛けたま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。



除雪機作業の苦情！

除雪機で道路を挟んで向かい側に雪を飛ばす時に近くの家屋や車に雪があたり、迷惑している苦情がきています。

何も言われないから大丈夫と思わず、敷地内の雪は敷地内で処理して下さい。

また、除雪車の通過をあてにして、深夜に自宅敷地内の雪を横断歩道に出す家庭があるのでやめましょう。



1月10日は「110番の日」です

相談電話 #9110

110番は、緊急の事件・事故などをいち早く警察へ通報するための緊急電話です。

緊急の対応を必要としない届出などは、最寄りの警察署、交番・駐在所に電話をしてください。

相談や警察業務に関する意見・要望は、「#9110」の警察相談専用電話をご利用をお願いします。



冬道での交通事故防止

スピードダウンと車間距離を広めに取り、早めの合図や減速を行うなどして、冬の路面状況に応じた運転で交通事故を防ぎましょう。

冬道は急ブレーキ、急ハンドルなどの運転は厳禁です。
また悪天候時は外出を控えるなどをお願いします。



謹賀新年



昨年は、警察業務へのご協力ありがとうございました。

本年もよろしくお願いいたします。

